

第6章 救済の手続

第23条 苦情の処理

第23条 実施機関は、実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

趣旨

- 1 本条は、実施機関は、実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応する義務があることを明らかにしたものである。
- 2 「実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供あるいは開示・非開示に係る苦情など様々な苦情があり得る。これらには、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって解決を図ることが適当なものも少なくないことから、本条を規定している。

運用

- 1 苦情処理については、苦情の多くは、各実施機関における個人情報の日常的な処理、利用等との関連において発生するものであることから、当該実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 苦情処理は、個別案件の解決を図るという側面に加えて、個人情報保護制度の改善・充実に資するという側面もあるので、これについては、迅速かつ適切に対応しなければならないものとする。

関係規則・要綱

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第5 苦情相談

(個人情報相談総合窓口の設置及び苦情・相談の受付)

- 1 各局等における個人情報に関する苦情・相談受付体制は、次のとおりとする。

(3) 都が保有する個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、個人情報相談総合窓口のほか、生活文化局広報広聴部都民の声課及び各局等において受け付けるものとする。

(苦情・相談の処理)

- 2 各局等において、個人情報に関する苦情・相談を受け付けた場合には、次のとおり処理する。

(1) 苦情・相談の処理は、原則として、当該苦情等の内容に係わる業務を担当する課所が行う。

第24条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第24条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。次条第1項において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項では、審理員の指名について、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合、その適用を除外する旨定めている。

これは、優れた見識を有する委員で構成された委員会等の直接的・実質的な審理により、公正かつ慎重に判断されることが担保されている場合、例えば、審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などは、十分な審理が確保されているとの理由により、審理員による手続は不要とされる趣旨であることから、本条例においても適用除外規定を定めたものである。

Ⅱ

第23条

第24条

第24条の2 審査請求があった場合の手続

第24条の2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第24条の5において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をする場合

2 前項の審査庁は、東京都個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

趣 旨

- 1 本条は、実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。以下この条において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の救済手続を定めたものである。
- 2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して審査請求があった場合において、審査庁は、本条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除き、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対する諮問を経た後、当該審査請求に係る裁決を行うとする趣旨である。
- 3 第1項第1号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査請求人としての要件に該当しない、期間経過後の審査請求であるなどの要件不備により却下される場合をいう。
- 4 第1項第2号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。
- 5 「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合」とは、開示請求者が非開示とされた保有個人情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて開示することを意味するものであり、審査請求人が非開示を争わなかった部分については、対象とならない。訂正決定等及び利用停止決定等についても同様である。
- 6 第2項は、審査請求に係る審査庁は、審査会に対し、速やかに諮問するよう努めることを

定めたものである。

- 7 第3項は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項において、審査庁が処分庁等以外である場合には処分庁等に弁明書の提出を求めることを、また、審査庁が処分庁等である場合には審査庁に弁明書を作成することを義務付けていることから、審査庁が審査会に諮問するに当たっては、当該弁明書の写しを添えて行うことを定めたものである。

関係規則・要綱

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第7 審査請求があった場合の取扱い

1 主務課（処分庁）における再検討

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（却下の場合を含む。以下同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求があった場合は、再検討を行う。

2 審査会への諮問

- (1) 主務課（処分庁）が再検討を行った結果、なお当該開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為が妥当であると判断した場合には、審査庁は、条例第24条の2第1項各号に該当する場合を除き、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
- (2) 条例第24条の2第1項第2号に該当する場合は、審査会に諮問する必要はないが、局の個人情報保護制度主管課長及び関係部課長に協議するものとする。

7 答申書等の送付

審査会から答申があった場合には、主務課長は、関係資料を添付して、審査会の答申書を総務局総務部法務課に送付するものとする（処分変更した場合も同様に取り扱う。）。

8 開示請求者以外のものからの審査請求への対応

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に対し、当該保有個人情報を開示請求者へ開示する日までの間に当該開示請求者以外のもの（都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）から審査請求があった場合は、上記1～7に準じて取り扱うとともに、主務課は、職権で当該保有個人情報の開示又は一部開示の実施を停止し、当該開示請求者にその旨を通知する。
- (2) 開示請求者からの審査請求に係る開示決定等を変更して開示部分を広げる決定をした場合において、当該決定に対して当該開示請求者以外のものから審査請求があったときは、速やかに審査会に諮問する。

第24条の3 都が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

第24条の3 都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。この場合においては、前二条の規定を準用する。

趣 旨

本条は、都が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求をすることができることを確認的に明らかにし、この場合の手続は第24条及び第24条の2の規定を準用することを定めたものである。

第24条の4 諮問をした旨の通知

第24条の4 第24条の2（前条において準用する場合を含む。）の規定により諮問をした審査庁又は都が設立した地方独立行政法人（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

趣 旨

- 1 本条は、諮問庁が、審査請求人や行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人などの関係者に対し、審査会に諮問した旨を通知しなければならないことを定めたものである。
- 2 第1号は、審査請求人及び当該審査請求に利害関係人として参加している参加人に対し、審査会に諮問をした旨を通知することとしたものである。
- 3 第2号は、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者以外のものが審査請求を提起している場合、これらの者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。
- 4 第3号は、開示決定等について反対意見を提出した第三者が参加人となっていない場合であっても、当該第三者に対し、審査会に諮問した旨を通知することとしたものである。

関係規則・要綱

【知事が保有する個人情報の保護等に関する規則】

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 知事は、条例第24条の4の規定により通知する場合は、審査会諮問通知書（別記第19号様式）によってするものとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第7 審査請求があった場合の取扱い

3 諮問をした旨の通知

審査庁（諮問庁）は、審査会に諮問した後、速やかに条例第24条の4各号に該当するものに審査会諮問通知書（規則別記第19号様式）により諮問をした旨を通知しなければならない。

第24条の5 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第24条の5 第14条第8項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

趣 旨

- 1 本条は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報の開示決定又は開示しない旨の決定に対する審査請求について、開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する裁決を行う場合、又は開示請求に係る保有個人情報の開示決定等（条例第24条の2第1項第2号の開示決定等をいう。以下この条において同じ。）を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行う場合に、当該裁決に係る保有個人情報に自己の情報が記録されている当該第三者に訴訟提起の機会を確保するための手続を定めたものである。
- 2 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合、当該開示決定に係る保有個人情報が開示されることとなるが、その結果、当該第三者に回復不能の利益侵害が生じるおそれがあるため、当該第三者に訴訟を提起する機会を与えることが、裁判を受ける権利の保障の観点から望ましい。そこで、このような場合には、審査請求に対する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置き、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することとした（第1号）。
- 3 開示請求に係る保有個人情報の開示決定等に対する審査請求が行われた結果、当該審査請求に係る開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決を行うこととなった場合についても、開示決定を行う場合と同様に、第三者である参加人の権利保護を図る必要があることから、開示決定等を変更する裁決の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くこととした（第2号）。
- 4 本条各号に該当する第三者に対し、開示する旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。
- 5 裁決により開示請求に係る保有個人情報の開示決定等が取り消された結果、処分庁が再度行う当該保有個人情報の開示決定は、条例第14条第1項に基づくものであるため、同条第8項が適用され、開示決定の日と開示をする日との間に2週間以上の期間を置くとともに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

運 用

保有個人情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起

自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る保有個人情報の開示に対する執行停止の効力はないが、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分の取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり、これを審査庁が認めたとき、又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示をしないこととする。

第25条 東京都個人情報保護審査会

第25条 第24条の2（第24条の3において準用する場合を含む。）に規定する諮問に応じて審議を行う機関として、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、知事が任命する委員12人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 審査会は、第1項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

趣旨

1 本条は、条例第24条の2（第24条の3において準用する場合を含む。）に規定する諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて個人情報保護に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の諮問機関としての審査会の設置を定めたものである。

2 審査会には、条例第25条の3第1項の規定により、非開示情報に係る保有個人情報記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられている。そこで、第4項は、委員の守秘義務について定めている。委員がこの守秘義務に違反した場合、条例第37条の規定により罰則が適用されることとなる。

3 「職務上知り得た秘密」とは、個人情報に限らず、一般行政情報で秘密に属するものも含む趣旨である。

4 第5項は、第三者機関である審査会が、開示請求又は訂正請求に対する決定の当否について審議し、併せてその審議を通じて個人情報保護制度の改善や個人情報保護の総合的な確立を図るために必要な事項について、実施機関に意見を述べることにより、本条例の公正又は民主的な運営を確保する趣旨である。

第25条の2 部 会

第25条の2 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、審査請求に係る事件について審議させることができる。

趣 旨

- 1 本条は、審査会の迅速かつ機動的な運用を図るため、審査請求案件について、一部の委員で構成する部会に審議させることができる旨を定めたものである。
- 2 「審査請求に係る事件について審議させることができる」とは、部会において調査、審議し、その結論をもって審査会の答申とすることができるという趣旨である。

第25条の3 審査会の調査権限

第25条の3 審査会（前条の規定により部会に審議させる場合にあっては、部会。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

趣旨

- 1 本条は、審査会が審査のために必要な調査を行うことができる旨を定めたものである。
- 2 第1項は、実施機関が行った開示決定等の判断が妥当かどうか、当該保有個人情報が非開示情報に該当するかなどを確認するため、開示決定等の判断がなされた保有個人情報が記録された公文書を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。
- 3 第2項は、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を審査会から求められたときは、諮問庁は、これに応じなければならないことを定めたものである。
- 4 第3項は、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報の量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、審査請求のあった開示決定等に係る保有個人情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）が有効であることから、審査会は必要と認めるときに、実施機関に対し、その指定する方法により、ヴォーン・インデックスを作成するよう求めることができることを定めたものである。
- 5 第4項の「その他必要な調査」とは、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。

関係規則・要綱

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第7 審査請求があった場合の取扱い

4 審査会への保有個人情報が記録された公文書の提示（インカメラ審理への対応）

審査庁（諮問庁）は、条例第25条の3第1項の規定に基づき審査会（部会も含む。以下同じ。）から審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求められたときは、当該公文書を主務課（処分庁）から直接審査会に提示させるものとする。ただし、審査会の了承を得て、当該公文書の写しをもって提示させることもできる。

5 審査会への資料の提出（ヴォーン・インデックス）

審査庁（諮問庁）は、条例第25条の3第3項の規定に基づき審査会から審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を分類整理した資料の請求があった場合は、情報公開課と調整の上、主務課（処分庁）からこれを提出させるものとする。

第25条の4 意見の陳述等

第25条の4 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

趣旨

1 第1項は、審査会は、審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁。以下同じ。）の審査会に対する口頭による意見陳述の申出を認めることができることを定めたものである。

2 第2項は、審査請求人又は参加人が口頭による意見陳述を行う際には、補佐人とともに出頭することができること、また、その場合、審査会による許可が必要であることを定めたものである。

3 第3項は、審査会は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出の申出を認めることができることを定めたものである。

「相当の期間」とは、意見書又は資料の提出のために社会通念上必要と認められる期間を言う。

4 第4項は、審査請求人等は、条例第25条の5の規定により審査会へ提出された意見書及び資料の閲覧等を求めることができるが、意見書及び資料が提出されたかどうかは審査請求人等には分からないので、意見書等が提出された場合、審査会は審査請求人等にその旨を通知するよう努めることを定めたものである。

第25条の5 提出資料の閲覧等

- 第25条の5 審査請求人等は、審査会に対し、第25条の3第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

趣旨

- 1 第1項は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料は、当該意見書又は資料の提出人以外の審査請求人等の弁明・反論のために参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、審査請求人等が審査会に対して意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めたものである。
- なお、本請求は審査会の調査審議手続における主張・立証の便宜のために認められるものであることから、答申が行われた後に閲覧等を求めることはできない。
- (1) 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、保有個人情報又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧又は写しの交付を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいう。
- (2) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料が審査請求人又は参加人に閲覧又は写しを交付されることにより、行政運営上支障を生ずる情報が記録されている場合等をいう。
- 2 第2項は、審査請求人等から提出資料の閲覧等の請求があった場合、第三者の権利利益を害することがないように、意見書又は資料の提出人の意見を聴取する義務を定めたものである。ただし、提出人の意見を聴くまでもなく、閲覧等の請求に対する判断を審査会が行うことが可能な場合には、意見を聴く必要はない。
- また、審査会は、閲覧等の請求に対する判断に際し、提出人の意見に拘束されない。
- 3 第3項は、審査会が第1項の規定により意見書又は資料を閲覧等に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができることを定めたものである。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

【知事が保有する個人情報の保護等に関する規則】

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第14条 条例第25条の5第1項の規定に基づき、東京都個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求しようとするものは、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書(別記第20号様式)を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第20号様式の2)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、審査会提出資料等の閲覧等の承認について(別記第21号様式)、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(別記第22号様式)又は審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(別記第23号様式)により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第7 審査請求があった場合の取扱い

6 審査会への提出資料等の閲覧等請求への対応

(1) 条例第25条の5第1項の規定に基づく審査会への提出資料等の閲覧又は写しの交付の請求(以下「閲覧等請求」という。)は、審査会に対し行われるものであり、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書(規則別記第20号様式)により審査会(情報公開課)が受け付ける。

提出された審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書の記載に不備がある場合の対応は、開示請求書の取扱いに準じるものとする。

(2) 審査会(情報公開課)は、審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書を提出した者が閲覧等請求をすることができる者(審査請求人、参加人又は諮問庁)であるかどうかを確認し、請求権がないことが確認されたときは、書面により却下する旨を通知する。

(3) 審査会(情報公開課)は、閲覧等請求を受けたときは、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(規則別記第20号様式の2)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴き、当該閲覧等請求の諾否を決定した場合は、審査会提出資料等の閲覧等の承認について(規則別記第21号様式)、審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について(規則別記第22号様式)又は審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(規則別記第23号様式)により閲覧等請求者に通知する。

(4) 審査会(情報公開課)は、閲覧・写しの交付を実施する際には、身分証明書等により本人確認を行う。

(5) 閲覧・写しの交付に要する費用は、徴収しない。

第25条の6 審査請求の制限

第25条の6 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

趣 旨

本条は、この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができないことを定めたものである。

第25条の7 答申書の送付

第25条の7 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

趣旨

本条は、審査会が答申をしたときには、審査請求人及び参加人への手続保障の観点から、両者に答申書の写しを送付すること、また、審査会の説明責任の観点から、答申の内容を公表することを定めたものである。

運用

答申の内容の公表については、答申書そのものを公表することを求めているものではないため、答申書に、一般に公表することが適当ではない部分が含まれている場合には、当該部分を除いた内容を公表することとする。

第25条の8 審議手続の非公開

第25条の8 審査会の行う審議の手続は、公開しない。

趣旨

本条は、保有個人情報の開示決定等の当否、訂正決定等の当否及び利用停止決定等の当否を審査するという審査会の性格から、当該審査請求の審議の手続は全て非公開とすることを定めたものである。

なお、審査請求の審議の手続には、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べるための手続は含まれないものである。

運用

審査会が、個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べる場合は、審査会が非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。

Ⅱ

第25条の7

第25条の8

第25条の9 規則への委任

第25条の9 第25条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

関係規則・要綱

【東京都個人情報保護審査会規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）第25条の9の規定により、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、地方自治及び個人情報の保護に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第6条 審査会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、生活文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。